

論文

全国水平社香川県支部連合会と融和運動

——『四国同胞新聞』の果たした役割を問う——

山下 隆章

要約

水平社支部のなかには融和運動との関係を保ちながら運動を進めたところもあることが明らかにされているが、香川県水平社もその一つである。香川では、一九三三年に『四国同胞新聞』が水平社幹部によって発行されたが、幹部とともに県社会課職員や融和団体の讃岐昭和会関係者らが名を連ねていた。内容は、「仏教融和」色が強く、また、戦時色が強まるなか、全国水平社に先行して国民一体論的な主張を展開した。新聞発行の理由は行き詰まる運動資金の確保にあったととらえられるが、その運動路線の転換は、翌年に起こる高松結婚差別裁判闘争において内部の確執を生み、主要な幹部は水平社を去ることとなった。

一 はじめに

一九三三年の高松結婚差別裁判（以下、高松裁判）糾弾闘争で、現地香川の方針が徹底糾弾に一本化するの、五月二五日の白水^{しろみづ}検事による差別論告から二か月を経た

七月二八日の香川県部落代表者会議のことである。この間、藤原喜三^{ふじわらきさんた}太執行委員長をはじめ全国水平社香川県支部連合会（以下、県連）幹部は「穏健的」解決を主張し、全水総本部や馬場支部と対立した。財政的に窮迫していた県連が、組織維持のために融和運動と協調した運動路線を敷いていたことが最大の理由である、と推察したが、

この根拠の一つとしたのが『四国同胞新聞』（以下、『新聞』）である。¹ これまで、その存在がほとんど知られていなかった史料であるが、一九二八年の三・一五事件以来、高松裁判闘争直前までの具体像が見えなかった香川の水平運動を明らかにする貴重なものと言える。

ところで、水平運動と融和運動の関係については、小正路淑泰や今井ひろ子らが、現地レベルでは水平運動と融和運動は一線を画したのではないことを明らかにした。² 小正路は、「天皇制国家機構の枠内で部落解放をめぐしたが、水平運動に参加した被差別部落大衆と共通する思想的基盤に立っていた」、また今井は、水平運動の「実践のなかから地方改良費の課題にたどりついたことの意味は重い」と、水平運動と融和運動の評価したのである。そして、現在、地方水平社の動向は、水平運動史及び融和運動史における重要な研究視座ととらえられるようになってい³る。

地方の水平社の活動が、生活に密着したものであるとの観点に立てば、現実的な要求実現のための選択として、融和運動との関係を保つたとする視点は必要である。特に、アナ・ボルの運動路線対立と三・一五事件等による弾圧により、全水総本部が求心力を失っていった時期に、地方水平社では現実的選択がより重視され、思想的な変

化も生まれてきた。つまり、全水総本部の戦時下における戦争協力への転身、国民一体論への思想的変質が、地方ではもつと早い段階で現出したとも考えられる。

以上の点を踏まえ、『新聞』を通して、当時の香川の水平運動と融和運動の関係をとらえ、県連が模索した運動の方向性を考えたい。

二 『新聞』に係る先行研究

『新聞』は、一九三二年六月一〇日創刊の四面の月刊新聞である。⁴ これまでに、『新聞』を通して明らかにしたことは、次の三点である。

一つは、融和研究会開催の記事から、「職業的進出の苦痛感」が多数の前で述べられたことは、参会者の意識は別にして『部落差別の現実に学ぶ』という戦後の同和教育の先取りをしているようにも感じられ⁵るとともに、「この『苦痛感』を述べるにあたっては」「学校と地域の連携も図られていた」と推察したことである。この会合は、「教育上の融和研究会の開催は同研究会が本県唯一」とされ、香川における融和教育的先進地域であったこと、近隣の村と合同でこの研究会が組織されている点に、融和教育的関係町村だけで実践されるのではなく、すべ

ての町村で行われなければならないという意識があつたとも評価した。

次に、一九三二年九月四日に開催された県連拡大執行委員会の記事から、「無産運動との関係について質問が出され」、「我々水平運動は各無産運動の様に欲求運動では無い、単に人間礼賛平和の為めの運動だから絶対独立の俣行動する」と説明し、無産運動との決別を明らかにした」ことをもとに、県連が融和運動との協調を明確にしたことである。そして、この動きを県連の組織を維持するために財政的側面から講じた一策ととらえた。

もう一点は、高松裁判において弁護士を務めた中村皎久が「法律相談」の記事を掲載している事実から、「讃岐昭和会幹事」の立場からではなく、『新聞』を通して依頼を受け、弁護を引き受けたと推察したことである。ただ、これまで『新聞』自体の分析は行われていない。

三 『新聞』発刊

前述したとおり、『新聞』の創刊は一九三二年六月一日である。購読料は一部七銭で、本社は香川県由佐村に置かれたが、「一切の用務」は高松市今新町の高松支局で行うこととした。支局は、他に滝宮、坂出、善通寺、

観音寺、津田、丸亀に置かれた。このうち、県連支部の所在地と重なる地域は由佐、観音寺である。

主幹は、県連幹部の河田政多路（政太郎）である。河田は、高松裁判闘争で藤原執行委員長とともに「穏健的解決」を求め、強硬派であった馬場支部と対立した。戦後の一九四六年、第二二回衆議院議員選挙に立候補したが落選している。

河田は、第一号で次のように「発刊の辞」を述べた。

融和問題とは昭和時代に於ける文化の選的コースに順応し、解決出来得ざる不自然的憐みの問題である。

我々は常に此の融和問題に対する運動と、眞の拳闘一致国民合体の意識より出発して而も精神的に亦時間的に融和の解決を急いで建国の大精神の下に其の大義名分を明かにして挑んで来た然るに具体的反影なく、却って深刻なる社会相を拡執しつつ流転其のものである。

此の真相を静かに見るとき、何たる国民意識の精神的欠陥ぞや大いに其の成行を喝破せざるを得ないのである。

斯くの如き社会相が今後日本国民の永続的不可能たる問題とするなれば、対外的に我々国民の恥辱であり、引いては我々日本民族の不自然なる構成を如実に物語る所以とならざるを得ない訳である。

斯くては我々が常に融和運動の精神に反するところ大にして、少くとも民族精神の消長に関する大問題と云わざるを得ない。故に今回吾人は茲に「四国同胞新聞」たる名称の下に広く融和問題を取扱ひ、国家組織に貢献するところ幾分にも裨益するを考慮いたし、茲に諸先輩後援の下に発刊いたし、言論機関に依つて融和の実績を挙げんとする次第である。

今や世界の日本は、所謂世界経済の成行に弊を乱し頗る国難来とされつ、ある矢先、さきに満州事變の突発に端を發し国際問題の重大なる極面(マク)に彷徨したるところ、再び外患の現状に直面して因るのである、従つて之れが余波を論ずるまでもなく、我が政治社会に対する一大衝動をも与へ、先般帝都に於ける大椿事を惹起せしめたる一事は、洵に国難日本の憂べき常態である吾人は即ち斯くの如き社会を廢し融和運動の反面、善良なる国家發展に一意専心邁進せられん事を欲するものである。

要は之れ識者の知るところ、多くは語らず、簡単に聊か発刊の辞を述べ幸に将来先輩の御後援に預かり度き次第である。

河田は、「此の融和問題に対する運動と、眞の挙国一致国民合体の意識より出発して而も精神的に亦時間的に融和の解決を急いで建国の大精神の下に其の大義名分を

明かにして挑んで来た」が、融和問題は却つて深刻な状況になつてゐることを憂い、その打破の必要性を訴へてゐる。融和問題が解決されないことは対外的にも恥辱であり、そして、世界恐慌、満州事變、また五・一五事件という政治的、経済的、外交的問題に直面してゐる今こそ、挙国一致のために融和問題の解決を期するとして『新聞』を発刊したとしてゐる。これに、香川県社会課長西坂謙太郎は「有力なる融和機関誌」と祝辞を寄稿した。また、元讃岐昭和会主事で退職後出家した加藤仁海（本名一仁）、香川県社会課の神保鉄雄、「明治の光」に香川の状況を投稿していた元警察官の村上訥堂(とつどう)も祝辞を寄せた。

県連からは本社顧問として藤原、田中勇が祝辞を述べてゐるが、「本県は封建的社會意識の残存が濃厚な土地で有まして」（田中）、「國家の爲人間礼賛平和の爲御深甚なる御後援賜らむ事私をして切に御願ひ」（藤原）と、地域の差別體質を述べ、融和問題解決への協力を訴へてゐる。

このような論調のためか、賛助員も第一号で八八人（団体四を含む）を数えた。職種の内訳は、校長等教育関係二〇、医師一七、個人一七（内個人企業二）、村長等行政関係一〇、県及び市町村会議員七、軍人六（うち在郷軍

人会二)、郵便局長等通信関係四)、寺院等宗教関係三)、弁護士二)、銀行等金融関係二)となっており、公共性の強い機関への働きかけが多く、当時の有力者に賛助を求められていることがわかる。また郡市別に見れば、香川五三、三豊九、綾歌八、高松六、仲多度四、丸亀四、木田一、不明三)であり、本社があつた香川郡を中心に賛助を求めたという地域的な特徴を見出すこともできる。

『新聞』は、「単に関係者だけが彼は奔走するだけでなく、各方面の有識者階級殊に学校当局の積極的活動に依り第二世国民たる児童に対する融和教育の徹底と併せて青年団処女会等を誘発指導して本運動に参加」(神保)して、融和問題を解決するための大同団結的広報誌として、多数の支持を得るために発刊されたのである。

四 『新聞』と仏教融和

新聞記事の特徴的な傾向として、仏教的意識が強いことがあげられる。

第一面に掲載されたスローガンには、「合掌」(第一号、第四号)、「握掌」(第二号)と文末に記された。また、僧侶である藤原鹿水は「獅子と鹿」(第一号)、「物ト心」(第三号)、「同胞共愛の理想境を此の現実の上に建立せよ」

(第四号)を、そして、加藤仁海は「熱血男児政太路君の発刊を祝す」(第一号)、「神社に関する融和問題」(第三号)を、香川県仏教会の藤井正念は「触感随筆」(第一号)を寄稿している。さらに「力の宗教」(MK生、第一号)、「宗教家の力に依つて解決せよ」(上田親賢、第三号)と宗教の重要性を訴える記事も載せられた。

部落差別を觀念の問題として解決を求めるとすれば、宗教は多大な影響を与えることは間違いなく、融和問題を一般化できる手段ととらえていたと考えられる。それゆえに、県連の上田も宗教による解決を求めたのである。「MK生」は河田のペンネームとも考えられる。

県仏教会は一九三一年二月一日に県仏教融和連盟を設立した。目的は「仏教の原理に立脚し人格価値を実現し不合理なる差別的偏見並に差別事象を撤廃し国家総親和の実を挙げ建国精神の徹底を期することであり、「研究調査」「講習会、講演会開催」「宣伝」「差別事象の撤廃」「差別事件の調停」「其の他必要なる事項」¹²⁾について融和運動を推進するとして活動した。仏教界の融和問題に対する積極的な姿勢を示すためにも、このような新聞宣伝は好都合であつたといえる。

ところで、毎号のように記事を寄稿した藤原鹿水は法恩寺住職、藤原淨休の雅号であり、「かすい」と読む¹³⁾。

高松裁判事件では讃岐昭和会の幹部の一人として調停に
関わり、後退した調停案を示したとして全水静岡県連の
小山紋太郎から批判された人物である。一九三九年には
県議会議員選挙に立候補し、当選した。戦後の第二二回
衆議院議員選挙には「仏教党」所属で立候補している。¹⁵
当時、三七、八歳だった浄休は、第一号に「本社顧問」
として写真が掲載され、また、賛助員の第一番目にその
名前があり、『新聞』の積極的協力者であった。

第三号には、「エフィ生」という人物が「触感随筆」
と題して「宗教界が一大更正せなければダメな事は勿論
なるも門信徒も一大革正して七條袈裟や赤ひ衣や浪花節
に迷はず真に宗教を求め真に祖先の供養をする様になら
なければ嘘だ。」と、仏教界への批判とともに信徒に信
仰への覚醒と公正な判断を求めている。「エフィ生」は、
イニシャルから藤井または浄休と推察でき、宗教的側面
から融和運動を推し進めていこうとする姿勢が強くうか
がえるのである。

五 讃岐昭和会と『新聞』

さて、県連が協調した融和運動家について考えたい。
当時、香川にあった官製の融和団体は讃岐昭和会である。

讃岐昭和会は、一九二七年一〇月一日に設立された。
会則は三六条（設立当初は三五条）で構成されており、
主な条項は次のとおりであった。

第一条 本会ハ人道ノ基調タル同胞相愛ノ本義ニ則リ旧
来ノ陋習ヲ改メ融和親善ヲ厚クシ社会ノ福祉国家ノ隆
昌ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三条 本会ノ事務所ハ香川県高松市内内町九拾六番地
（香川県庁内）ニ置ク

第四条 本会ハ第一条ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行
フ

- 一、因習的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛觀念ノ鼓吹涵養
- 二、県下融和事業ノ奨励助成
- 三、融和事業ノ奨励助成
- 四、融和親愛ヲ妨クヘキ事業ノ除去
- 五、融和事業ノ講習及講演会開催
- 六、融和事業ニ関スル調査研究
- 七、機関雑誌ノ発行其ノ他印刷物ノ配付
- 八、人事相談及職業補導
- 九、争議ノ協調偕和

一〇、其ノ他協議員会ニ於テ必要ト認メタル事項
第十二条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、会長 一名
- 二、副会長 二名

三、理事 若干名 四、監事 三名

理事中二常務理事一名ヲ置キ会長ノ指名ヲ以テ之ヲ定

ム

第一七条 本会ニ地方幹事及地方委員若干名ヲ置ク(後略)

第一八条 本会ニ顧問ヲ置ク

第一九条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

一、主事 若干名 二、主事補 若干名

三、書記 若干名 四、嘱託 若干名(後略)

第二二条 本会ニ協議員五拾名ヲ置ク(後略)

役員は、県知事を会長、香川県学務部長、香川県議会議長を副会長とし、理事、監事は協議員の互選で選出された。また、職員は役員の命を受けて業務を行うこととされ、県社会課の職員が兼務した。他は会長の委嘱により任せられることとされた。

町村長、村会議員(現・前職)、村教育会委員、村農事改良組合長など様々な人物が県内全域から参画したが、「三二年一月一日」現在、確認できる人物は次のとおりである。

会 長	高橋雄豺	副会長	郡 茂徳	松田友良
常務理事	稲内清二	理 事	酒見忠勢	大川孫市
協議員	関下市茂			
主事補	桑島秀太郎	神保鉄雄	丸山匡右 ⁽¹⁹⁾	

その後、役員は、一九三二年度には高橋から伊藤昌庸、郡から中村茂、稲内から西坂鎌太郎に替わり、また、社会事業主事補として平塚道雄がいたことが確認できる。⁽²⁰⁾

このうち、『新聞』に名前が見えるのは発刊祝辞を寄稿した西坂、神保、賛助員の松田、そして酒見である。前述したとおり、西坂は県社会課長、神保は県社会課属である。神保は融和団体香川県一心会の会長を一九二六年の設立当初から務めており、四一年の同和奉公会香川県本部理事会にも主事として出席した。⁽²¹⁾ 松田は香川県議会議長であり、酒見は讃岐昭和会設立当初から同和奉公会に至るまで理事職にあつた。酒見は、前述の融和研究会の記事には登場するが、『新聞』への寄稿や賛助はない。なお、五〇名を数える協議員や地方幹事、地方委員が明らかでないため、他の讃岐昭和会関係者からどれだけの協力を得られたかは不明である。

藤原浄休とともに、村上訥堂の積極的な寄稿が目を引くものの、注視しなければならぬ人物として、一九三〇年度まで、県社会課属及び讃岐昭和会で部落改善や融和事業に尽力した加藤仁海がいる。

加藤には、二十一年の官職を捨てた昭和の蓮生坊「融和運動を終生の公案とする大乗的な加藤氏の出家物語」と題する顕彰記事が寄せられている。これによれば、一

九一二年に香川県庁へ赴任し、警部、警察署長、社会事業主事と歴任し、三〇年に退職して讃岐昭和会主事となったが、三一年退職して出家した。加藤の事績は小豆島で平等団という融和団体を組織し、神社の氏子入りを認めさせ、醤油会社への就職も七人程度から二〇〇人ほどに拡大させたとある。

平等団は一九一七年、共同火葬場建設を機に設立された部落改善団体で、町出身の西宮の実業家八木豊四郎や会長八木宗十郎ら四名が寄付した五〇〇〇円を資金に共同浴場・共同便所の設置、補習教育、中堅青年の講習会、主婦会等の教育活動などを行い、後に優良団体として内務大臣から奨励金を受けた。²²『香川新報』にもその事績がたびたび顕彰されているが、それに加藤の名はなくやや誇張されている。しかし、高い知名度は、『新聞』の発展に向けた貢献を期待できるものであったであろう。

一九三三年六月一〇日、『新聞』の発刊一周年記念講演会が讃岐昭和会の後援を得て開催された。²³中西小太郎、上田、高松市議会議員の増田富士男が祝辞を述べ、河田、藤原浄休、加藤が講演を行った。中西は、高松裁判事件で藤原とともに讃岐昭和会の調停役となった人物である。²⁴奇しくもこの日は高松裁判の控訴期限の日であり、馬場支部と県連の意見の不一致が見られた頃である。

六 『新聞』と香川県水平社

県連の河田がこのような融和的な新聞を発刊したことについて、次のように、県連の財政的逼迫にその理由を求めた。²⁵

一九二四年七月一日に創立された県連は、墓地闘争、氏子闘争などの権利獲得闘争を行うとともに労農水三角同盟を確立し、労農運動を支援した。しかし、三・一五事件により三角同盟の中核をなしていた全国農民組合香川県連合会は壊滅的打撃を受け、それとともに県連も全水総本部から乖離し、県連の活動は沈滞した。それを危惧した県連創立大会で座長を務めた高丸大造は塩田庄吉執行委員長を辞任に導き、二九（昭和四）年一二月、藤原喜三太を執行委員長に就任させた。藤原はそれに応え、「本部との連絡を緊密ならしむるのみならず、各支部を歴訪して左翼化に努むると共に、県大会の開催を慫慂」した。²⁶しかし、県内では塩田派との軋轢を生み、県連は紛糾した。さらに、県連は「昭和五年以降の県大会すら費用の出所なきため開催に運ばざる状態」という財政上の問題がのしかかっていたのである。

そのため、河田は『新聞』発刊に至ったと考えられる。

つまり、新聞の収益を県連の運営費に充てようとしたのである。一部七銭の購読料ではあつたが、融和運動を標榜すれば、讃岐昭和会関係者を含め、県・市町村会議員や行政・学校関係者、篤志家等多くの購読者を期待することができるとも。また、一行五〇銭の広告も、第二号一一、第三号七、第四号一六の件数（賛助員を除く）を数えた。それ以外にも、賛助員から「小は三円から大は二十円迄拋出さし其金額三千円にも及ぶ」とされる程の寄付が集まった。それらを得るためには、紙面の基調は水平運動ではなく、融和運動でなければならなかつた。

ただ、号を重ねるにしたがつて水平運動の色合いは徐々に強くなってくる。これは第一面に掲載されたスロークーガンに顕著に表れている。

【第一号】 宣言

明治大帝賤称廃止の御布告を詔らせ給ひてよりここに六十有二年 今之を奉礼して起る吾社同人は勇往邁進以て所期の貫徹！念願す 合掌

【第二号】 綱領

- 一、我社同人は人間権奪還を実現せんが為め因習的差別賤視の觀念を打破し共存共栄相互扶助の理想郷を建設せんことを期す
- 二、我社同人は熱と力を以て融和聖戦の第一線に立ち封

建的人間闘争の蛮状を破り明るき平和の日本たらしめんことを期す 握掌

【第四号】 念願

餓死線上を彷徨する兄弟を救へ

大衆のもてる賤視觀念を捨て

防貧、失業救済

共存同栄、感謝反省、懺悔奉仕 合掌

「共存共栄」、「融和聖戦」、「感謝反省」、「懺悔奉仕」といった融和的言辭で粉飾されているが、その中に「人間権奪還」、「餓死線上を彷徨する兄弟を救へ」、「防貧、失業救済」と、生活権獲得闘争的論調も唱えられている。また、第二号には県連の河田茂五郎が「吾も人なり」と題する論考を寄せた。

人類進化の過程は必然に存在する原始的時代に於て先づ自己及家族の生存を獲得するに努力し、かくして徐々として物質的勢悦を脱却其以上の生活に求めるに至る。近代思想は此の人間の本能性たる成長の意思を刺激し嘗て権力或は風習等により其人間性を奪はれたり或は蹂躪せられた人々をして

「吾もひとり彼も人なり」

苟くも万物の靈長たる人間成るが故に生存上に於ける

「平等なる権利を与へよ」

と云ふ所謂人間意識を復活せしめた。

現今社会問題も此の人間意識の叫び即ち

「人格権を与へよ及び生活権を付与せよ」

此の欲求にあらざるはなく而して此の欲求が何等かの障壁により満足されざる時社会人は自己の人格権の發展を阻マムし或は社会生活に脅威を与ふるものは如何なるものと雖も此れが撤廃を希望し努力するものなり（後略）

「水平社」、「水平運動」という記述はないが、「吾もひとなり彼も人なり」、「平等なる権利を与へよ」、「人格権を与へよ及び生活権を付与せよ」という主張は、水平社創立宣言や綱領を咀嚼して表しており、水平運動の正当性を主張している。

第四号は水平社関連の記事がいくつも登場する。

県連幹部の小林芳太郎は「吾々は経済の自由と職業の自由を社会に要求し以つて獲得を期す」と題し、「久しい昔から特に汚い仕事を押しつけられて居た」そして「他の職業に就く自由がなかつた」が、「其の特別な皮革業や屠殺業すら資本家に奪はれて居る。そして外の職業に就かうとすれば、必ずあれは〇〇だと排斥される」と訴え、内務省に勤務する栗須七郎の甥が新聞に部落出身と紹介されたことについて、士族株を入手した上での就職であり、才能が正当に評価されないことを嘆いた。

また、上田親賢は次のように主張した。

日本使命と水平問題

（前略）水平社三百万の兄弟はこの縛られたる因習的觀念不合理極まる圧迫によつて一千数百年の今日まで社会外の社会人として鼠の如き悲惨なる生活を続けて来た、然れ共社会進化の必然は遂に吾人の奮起を促した、人の世の如何に冷いか、人を憐はる事の何であるかを体現し得た、吾々は水平社の名によつて暗黒の世界を光明界に不合理極まる人生を大改造すべく、全国的活動を開始した、未だ覚めざる社会の人々よ、人生は卿等のみの専有物ではない、而も同じ人間であり、同じ帝国の国民を只一片の因習によつて差別し排斥し虐待する事如何に天理に背き大倫を無視せるかに自覚せば耳を覆ふて鈴を盗むの愚を止めよ、而して徒らに吾等の運動水平社の徹底糾弾を恐る、前に速に來りて運動の真意を理解し一日も早く自己の差別悪觀念を除去すると共に進んで人類共愛国家的この運動の為精神的援助するのこそ眞の国民と云ふべきなり

上田は、この記事に先立ち、県連が労農水三角同盟をもとに労農党を支持していた一九二七年八月二〇日の県連執行委員会において、「知事とグルになつて反動団体公正会を組織した」として「元香川県水平社委員長代理

四国連合会中央委員高丸義男」とともに除名の動議が出されていた人物である。高丸は除名されたが、上田は残った。同年一月五日には、高松市議等を中心に設立された融和団体共愛会の発会式に出席して演説し、翌年の三・一五事件による弾圧後には県連の運動方針を「高知県自治団の融和運動の如き趣に改める」ことを「徹底的に行はう」とした⁽²⁸⁾。そして、高松裁判闘争では全水総本部、馬場支部と一線を画し、南梅吉の日本水平社の運動である五・一五事件被告人減刑嘆願書を海軍大臣に送付した⁽²⁹⁾。

上田の活動は、全水総本部の運動路線から見れば反動的である。しかし、水平社創立宣言を引用しつつ、「吾々は水平社の名によつて暗黒の世界を光明界に不合理極まる人生を大改造すべく、全国的活動を開始した」と、当時の全水総本部の階級闘争的思想を抛り所とするのではなく、「吾等の運動水平社の徹底糾弾を恐るゝ前に速に來りて運動の真意を理解し」と、差別糾弾の意図への理解と「進んで人類共愛国家的この運動の為精神的援助する」ことを求めている。

さらに、九月四日に開催された第一一回県連拡大執行委員会のようすが、一面を使って掲載された。

【議案提出】

差別問題と経済問題

【提案】

検察官の差別問題

西讃水平社青年同盟を作りし理由

各無産運動と我々水平運動と合同して良きかわるいか

香川県水平社大会を善通寺町で開催して貰い度い

正業資金下げの件に付き

同人を喰物にする事件師を葬れ

【緊急動議】

同胞の紛糾問題に後援金を送れ

香川県水平社大会を開け

「各無産運動と我々水平運動と合同して良きかわるいか」について、資格審査委員の小林は「一、吾々水平運動は各無産運動の欲求運動では無い、単に人間礼賛平和の為めの運動だから絶対独立の俣行動する」と述べている。

この記事を通して、県連は無産運動とは関係しないことを明言することで、反社会的運動ではないことを読者に周知した。階級闘争ではなく、「因習的差別賤視の觀念を打破し共存共栄相互扶助」することが運動の本旨であることを明らかにしたのである。

「同人を喰物にする事件師を葬れ」の提案理由にある「融和問題を口にし、將亦水平社名を利用して商法する不貞商人有る故同人諸君聞き次第葬つて貰い度い」という内容や「水平社名を騙る事件師を徹底的撲滅せよ」と題する第四号の記事も同様な趣旨である。

昭和の今日水平運動の意義が漸く社会に認められ始めた頃から一般民の吾が運動に対する無智から来る恐怖に附込んで種々な詐術を用ひて金品を巻き上げる不正の徒(判罪不能)□即ち差別事件を金で売る事件師(一名河内山宗俊)流儀の事件師が屢々出没していたが、最近又々各地に亘つて跋扈して居る様子だ(後略)

上田が「徒らに吾等の運動水平社の徹底糾弾を恐る、前に速に來りて運動の真意を理解し」と求めたように、差別糾弾の内包した問題を指摘しつつ、水平運動の正当性を訴え、国民的理解を得ようとしたことがわかる。

これらを通して、県連は、部落のみに対する賤視觀念を問題にしつつも、「眞の挙国一致国民合体の意識」をもって差別觀念を克服していこうとする、戦時下の国民一休論的な考え方をこの時期にすでにとっていたと考えることができるだろう。

そして、「経済の自由と職業の自由」が求められた。この背景には、就職における部落差別だけではなく、「餓

死線上を彷徨する兄弟を救へ」、「防貧、失業救済」、「正業資金値下げの件に付き」などに表されているように、恐慌下における香川の部落の厳しい経済状態があった。

一九三二年当時、県内にあった四八部落の経済状態は、「生活程度」が「中」二八、「下」二〇で、このうち、一の県連支部があった一三部落の「生活程度」は「中」三、「下」一〇であった。³³また、「香川の如き各職業中行商に従事するもの最も多く」、「従業戸数に於いて五割以上の多数に及」³⁴んだ。県内の「某部落」の平均資本と一日平均収入は、「古物行商」七〇銭、二〇銭、「雜貨行商」三〇円、七〇銭、「呉服太物行商」一五〇円、一円で、「仕入方法は現金引取を主とするも、資本少なきものは」商品を一先ず借入れ、売却後支払をなす³⁵という、零細で不安定な経営が生活を苦しめていた。

県連として、生活苦打開のために、地方改善費を獲得することが求められたのであろう。融和運動との協調を必要とし、『新聞』発刊という行動で協調の姿勢を明示する必要があったのである。高丸や上田が早い時期に融和運動との連携を求めたのも同様な理由と考えるが、労働運動支持が先行する当時は受け入れられなかった。

なお、藤原執行委員長は一九三三年三月四日の全国代表者会議や同年三月二三日の全水第一回中央委員会に出

席するなど、全水総本部との関係も維持していた。そして、高松裁判事件では、これらの事情が相俟って県連幹部は「穏健的解決」を主張し、全水総本部や馬場支部との関係に大きな歪みを生み出すこととなったのである。

七 おわりに

『新聞』は、挙国一致を唱え、水平運動への理解を図り、融和運動と繋がり、問題の解決を図ろうとした。部落と県連の経済的問題をその理由としたが、多数の共感を得、大義を求めることを『新聞』という形で表したことは、有効な活動形態として位置づけることができる。

ところで、『新聞』は、一九三三年六月一〇日に発行一周年記念の、また、翌年六月一〇日に二周年記念の講演会を催した。⁽³⁷⁾ 毎月発行されていけば、少なくとも二十余の号数を重ねたことが推察される。

ただ、一九三五年に、次のように報じられた。

融和事業を種に 三千円の恐喝詐欺 琴平署の暴力団大物 近く検事局送り

香川郡由佐村四国同胞新聞主幹川田政太郎(三〇)は昭和七年以来融和事業を行ふと云ふ美名の下に同新聞を発行し県下各地の官衙長や知名の有志を幾百名となく訪問

し小は三円から大は二十円迄拠出さし其金額三千円にも及ぶ程であつて、時には安い印肉を幾倍にも売附けたことあり其金額は一カ月七八十円を生活費にあて其他は何れも遊興した恐喝詐欺被疑事件を琴平署で(中略)取調中の所完結が近いたので近々丸亀検事局へ押送となる⁽³⁸⁾

この記事の顛末を『香川新報』は伝えていない。しかし、「事件師」の行為を批判した河田は、逆に「事件師」としての烙印を押されることとなった。『新聞』は融和運動を打ち出していたが、元県連幹部が主幹である。この時期には県連も県内支部もほとんど解散しており、組織維持のための金策は必要性を失っていたが、事件の報じられた一九三五年には、「香川の再建闘争は遂に表面化し」「再建大会を開催するに決してゐた処、破廉恥きわまる香川県警察部は又もや『治安を紊すもの』との理由にならぬ理由で同志十六名を検束して弾圧を加へた」⁽³⁹⁾、「遂に二月廿四日」「第一回県連委員会を開いた」と、県内の水平運動再燃の動きが活発化する。公権力は『新聞』がその資金源となることを危惧し、これを事件として浮かび上がらせたのではないだろうか。

注

(1) 山下隆章『高松闘争』は現地香川に何をもちたか

―全国水平社香川県支部連合会の苦悶―（『部落解放』五二〇号、二〇〇三年）二四―二五頁。

(2) 小正路淑泰「自治正義団史論」（『部落解放史・ふくおか』六六号、一九九二年）、四八頁。今井ひろ子「神埼郡における水平社運動と融和運動」（『ひょうご部落解放』四七号、一九九二年）、五〇頁。

(3) 朝治武・黒川みどり・関口寛・藤野豊『水平社伝説』からの解放（かもがわ出版、二〇〇二年）。

(4) 管見では、創刊号から同年九月一〇日発刊の第四号までの存在を、京都大学経済学研究所・経済学部図書室内の「上野文庫」で確認できる。筆者がその存在を確認したのは部落解放・人権研究所の複写である。

(5) 第五一回全国人権・同和教育研究大会香川県実行委員会編『記念誌』（一九九九年）、二二七頁。山下隆章「香川の融和教育再考」（『しこく部落史』第二号、二〇〇〇年）八七―八八頁。『新聞』の掲載記事は次のとおり。

第五回六ヶ村連合融和促進研究会由佐小学校に於て
五月廿五日午後三時開会

開会の辞荒岡校長、続いて座談会トップの熱弁加藤仁氏（話題職業的進出）職業的進出の苦痛に付き河田伊三郎君独特の熱弁振って意見発表、続いて河田政多路君……答弁に代へ、酒見忠勢氏および社会課神保氏、

加藤氏浅野村助役の熱弁、副業奨励案を神保氏より、答弁由佐村長、養鶏および自村の状態につき熱弁振ふ、続いて訓導安西氏の状熱弁、諸感想池西村長堀井氏及び他村長、校長、筆記村上訥堂氏及び西岡訓導、最後に荒岡校長及び河田君の結論、而して午後六時半盛大に終つた

(6) 『記念誌』、一九四頁。山下前掲『部落解放』、二四頁。

(7) 山下隆章「高松結婚差別裁判と香川県水平社」（『水平社博物館研究紀要』六、二〇〇四年）、六五頁。

(8) 『四国同胞新聞』第一号。旧字体は新字体に改めているが原文のまま記載している。（以下、「四国同胞新聞」から引用した記事の表記も同様とし、また号数は文中で示すこととし、脚注は振らない）。

(9) 『特高月報』昭和八年七月、一〇五頁。

(10) 『四国新聞』昭和二年四月二二日。

(11) 藤井正念は、香川県仏教会会長とされているが、第三号に編集の誤りとの訂正記事がある。第二号の加藤仁海顕彰記事に、加藤が仏教を通じて融和運動に参画する決意をし、覚善寺の藤井の宗徒となつて高松に仏教融和会を設立したことが記載されている。

(12) 『香川新報』昭和六年二月一三日。高松市の興正寺別院で発会式を挙げ、引き続き第一回総会を開催して連盟規

定その他について協議した。事務所は同市内覚善寺に置かれた。

- (13) 現法恩寺住職藤原浄峰（浄休の孫）による。浄休については、法恩時藤原浄休先生師子吼集編集委員会編『法恩一聲』（法恩寺継職法要事務局、一九八四年）が詳しい。融和運動及び『新聞』への関わりについては知らなかった。

(14) 『請願隊は如何に闘ったか?』、三五頁。

(15) 『香川新報』昭和一四年九月二七日。本名の政之で届け出ている。香川郡選挙区（定員三）第三位で当選した。

(16) 『四国新聞』昭和二一年四月一二日。二万七六六〇票得票したが落選した（『法恩一聲』、四二二頁）。

(17) 『昭和七年三月 香川県社会事業概要』、一一〇頁。

(18) 『香川新報』、『融和時報』などによる。

(19) 『融和時報』六二、昭和七年一月一日。

(20) 『香川新報』昭和七年一〇月二八日。「融和団体職員住所録」昭和七年度。『融和時報』七四、昭和八年一月一日。なお、高橋知事は一九三二年一二月一八日に休職となり、伊藤知事が着任している。『融和時報』への原稿提出は高橋在任時のこととなる。さらに、三三年六月二八日に伊藤は休職となり、君島清吉が知事に任官した（『香川県史 別編Ⅲ 年表』）。

(21) 『昭和七年三月 香川県社会事業概要』、一一八頁。「香川県社会事業」八〇、昭和一六年一二月一五日。同和奉

公会香川県本部理事に藤原政三の名が見えるが、浄休は当時県議会議員であることから、浄休の本名、政之の誤植と推察する。

(22) 『大正十年三月 香川県社会事業概要』、三九〜四二頁。

(23) 『香川新報』昭和八年六月一二日。

(24) 調停役には、もう一人増田新一がいた（『香川新報』昭和八年月二一日）。

(25) 山下隆章「香川における高松差別裁判糾弾闘争―香川県水平社は如何に闘ったか―」（『しこく部落史』第五号、二〇〇三年）、一一頁。

(26) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成第二巻』（三一書房、一九七四年）、六三三頁。

(27) 『香川新報』昭和一〇年九月四日。

(28) 『水平新聞』昭和二年一〇月一五日。

(29) 『香川新報』昭和二年一二月七日。

(30) 『香川新報』昭和三年五月二四日。高知県自治団とは、高知県高岡郡日下村に生まれた植村省馬が組織した団体で、部落住民の自覚と改善を目的とし、就職・通婚の自由を求めた（高知県教育センター同和教育研究部編『部落解放運動の先駆者 植村省馬資料集』、一九八六年）。

- (31) 『特高月報』昭和八年一〇月、七二頁。
- (32) 『融和事業研究』四一、昭和一二年一月、一〇二頁。
- (33) 『全国部落調査』昭和七年三月現在。当時、県内に支部は一二あったが、一つは郡支部であるため一一とした。また、二支部はそれぞれ同村内に二つの字がある。
- (34) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成補巻』(三一書房、一九七八年)、一一四七頁。(以下『集成補』)。
- (35) 『集成補』、一一四九頁。
- (36) 『集成補』、一二九七頁。
- (37) 『香川新報』昭和八年六月一〇日、同九年六月一二日。
- (38) 『香川新報』昭和一〇年九月四日。
- (39) 『水平新聞』五、昭和一〇年三月五日。
- (40) 『水平新聞』六、昭和一〇年四月五日。

解放研究 17

《特集 第九回全国部落史研究交流会》

〔全体会議演〕

戦国大名の職人編成とかわた

笹本 正治

〔前近代史分科会報告〕

信州の近世部落の旦那場

斎藤 洋一

近世畿内三味聖の自己認識と葬送文化

—近世畿内三味聖研究の課題—

木下 光生

前近代史分科会の討論

藤井 寿一

〔近現代史分科会報告〕

地方融和団体と被差別部落民衆

—一九二〇～三〇年代の神奈川県青和会の活動から—

大高俊一郎

三重県における融和政策・融和運動

黒川みどり

近現代史分科会の討論

田原 行人

初期水平運動の分岐点—栗須七郎の「綱領」認識—

廣畑 研二

頒価2100円(税込)

発行 東日本部落解放研究所 発売 有解放書店

東京都台東区今戸2-8-5 ☎03・5603・1861